

# 2020年度 募 集 要 項

精神保健福祉学科(通信課程)  
〈 一般養成課程・短期養成課程 〉

学校法人RWFグループ

四国中央医療福祉総合学院

# 目 次

精神保健福祉士資格について	1
---------------	---

## 〔募集概要〕

■ 取得資格	1
■ 募集定員・修業年限	1
■ 募集地域	1
■ 入学金等納入金	1
■ 入学願書受付	1
■ 入学資格要件 <一般養成課程・短期養成課程>	2
■ 出願書類・出願方法	3
■ 選考方法・選考結果通知	5
■ 実習免除について	5
■ 入学手続き等	5
■ 教育訓練給付制度	5
■ 学院出身者優遇制度	6
■ 貸付制度	6

## 〔参考資料〕

■ 実務経験(相談援助実務)	6
■ 基礎科目	12
■ 基礎科目の読替の範囲	12
■ 既修得科目の読替について	13
■ 学習概要	13
■ 学習計画 <一般養成課程・短期養成課程>	14

## 〔諸様式〕

■ 入学願書記入例	16
■ 実務経験申告書・実務経験証明書(個票)記入例	17
■ 入学願書	
■ 実務経験申告書	
■ 実務経験証明書(個票)	
■ 基礎科目履修証明書	
■ 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書	
■ 入学願書受付通知、入学手続き完了通知 他	
■ 小論文用紙	

## 精神保健福祉士資格について

精神保健福祉士とは、1997年に誕生した精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。

21世紀はこころの時代と言われています。多様な価値観が錯綜する時代にあって、こころのあり様は私たちがもともと関心を寄せる問題の一つとなっています。

特に、わが国では、たまたまこころの病を負ったことで、さまざまな障害を抱えた人々(精神障害者)に対する社会復帰や社会参加支援の取り組みは、先進諸国の中で制度的に著しく立ち遅れた状況が長年続いていました。近年になり、関係法の改正などにより、ようやく精神障害者も私たちと同じ一市民として地域社会で暮らすための基盤整備が図られることとなりました。

精神保健福祉士は、精神科ソーシャルワーカー(PSW:Psychiatric Social Worker)という名称で1950年代より精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された歴史のある専門職です。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としています。

さらに、高ストレス社会といわれる現代にあって、広く国民の精神保健保持に資するために、医療、保健、そして福祉にまたがる領域で活躍する精神保健福祉士の役割はますます重要になってきています。

精神保健福祉士の資格取得には、国家試験に合格する必要があります。この国家試験を受験するためには、養成校等で国家試験の受験資格を取得しなければなりません。

本課程の修了者には、精神保健福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

## 〔募集概要〕

### ■取得資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

### ■募集定員・修業年限 ※ 入学は4月のみです。

学 科	募集定員	修業年限
精神保健福祉学科(通信課程)＜一般養成課程＞	50名	1年8ヶ月(4月～翌年11月)
精神保健福祉学科(通信課程)＜短期養成課程＞	50名	9ヶ月(4月～12月)

### ■募集地域

四国4県および岡山県に在住の者

### ■入学金等納入金

区 分	精神保健福祉学科(通信課程)	
	一般養成課程	短期養成課程
入 学 金	20,000円	20,000円
通信・面接授業料	300,000円	210,000円
合 計	320,000円	230,000円

○実習が必要な方は、入学後別途、実習費(90,000円)および学生保険費用(一般養成課程約3,000円、短期養成課程約2,000円)が必要です。

#### 実習該当者

厚生労働省指定施設において、2020年3月31日時点で精神障害者の社会復帰に関する相談援助実務経験が1年未満の方。

### ■入学願書受付 ※ 定員に達した場合、それ以降の募集は行いません。

区 分	受付期間(締切当日必着)	可否通知発送日	入学手続(入学金等納入)期限
1次募集	2019年9月2日(月) ～2019年10月31日(木)	各募集締切日から 10日以内	2019年12月 6日(金)
2次募集	～2019年12月 6日(金)		2020年 1月10日(金)
3次募集	～2020年 1月17日(金)		2020年 2月21日(金)
4次募集	～2020年 2月28日(金)		2020年 3月23日(月)
5次募集	～2020年 3月13日(金)	2020年 3月19日(木)	2020年 3月27日(金)

■入学資格要件 ※ 実務経験については、P6～10を参照してください。

<一般養成課程>

下記のいずれかに該当する者	入学資格要件
○指定施設において2020年3月31日時点で4年以上相談援助業務に従事した者	実務経験 4年
<p>○4年制大学等を卒業(修了)または2020年3月に卒業(修了)見込みの者  <u>4年制大学等の範囲(法第7条第3号 施行規則第1条第3項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学(修業年限4年)</li> <li>・大学院への飛び入学</li> <li>・大学院</li> <li>・専修学校(修業年限4年以上の専門課程)</li> <li>・大学評価・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者</li> <li>・高等師範学校の専攻科</li> <li>・高等師範学校(修業年限1年以上の研究科)</li> <li>・女子高等師範学校(修業年限1年以上の研究科)</li> <li>・中学校(旧中等学校令に定めるものに限る)</li> <li>・高等女学校(旧中等学校令に定めるものに限る)</li> <li>・専門学校(修業年限5年以上、旧専門学校入学者検定規程による者を入学資格とするもの)</li> <li>・専門学校の研究科(修業年限1年以上、修業年限4年以上の専門学校に置かれるもの)</li> <li>・防衛大学校</li> <li>・防衛医科大学校</li> <li>・職業能力開発総合大学校の長期課程</li> <li>・職業訓練大学校の長期指導員訓練課程</li> <li>・職業訓練大学校の長期課程</li> <li>・中央職業訓練所の長期指導員訓練課程</li> <li>・職業能力開発大学校の長期課程</li> </ul>	4年制大学等卒業
<p>○3年制短期大学等(夜間または通信課程除く)を卒業(修了)した者であって、指定施設において2020年3月31日時点で1年以上相談援助業務に従事した者  <u>3年制短期大学等の範囲(法第7条第6号 施行規則第1条第6項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学(修業年限3年)</li> <li>・高等学校(修業年限3年以上の専攻科)</li> <li>・中等教育学校(修業年限3年以上の専攻科)</li> <li>・特別支援学校(修業年限3年以上の専攻科、旧盲学校、聾学校、養護学校)</li> <li>・専修学校(修業年限3年以上の専門課程)</li> <li>・各種学校(修業年限3年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)</li> <li>・厚生労働大臣の指定の看護師養成所(修業年限3年以上)</li> <li>・厚生労働大臣の指定の作業療法士養成施設(修業年限3年以上)</li> <li>・職業能力開発総合大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</li> <li>・職業能力開発総合大学校の応用課程</li> <li>・職業能力開発大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</li> <li>・職業能力開発大学校の応用課程</li> <li>・職業能力開発短期大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</li> <li>・職業訓練短期大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</li> </ul>	<p>3年制短期大学等卒業</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">実務経験 1年</p>
<p>○2年制短期大学等を卒業(修了)した者であって、指定施設において2020年3月31日時点で2年以上相談援助業務に従事した者  <u>2年制短期大学等の範囲(法第7条第9号 施行規則第1条第9項)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学(修業年限2年)</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・高等学校の専攻科(修業年限2年以上)</li> <li>・中等教育学校の専攻科(修業年限2年以上)</li> <li>・特別支援学校の専攻科(修業年限2年以上、旧盲学校、聾学校、養護学校)</li> <li>・専修学校(修業年限2年以上の専門課程)</li> <li>・各種学校(修業年限2年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)</li> <li>・都道府県知事の指定の准看護師養成所 (修業年限2年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)</li> <li>・職業能力開発総合大学校の専門課程</li> <li>・職業能力開発大学校の専門課程</li> <li>・職業能力開発短期大学校の専門課程</li> <li>・職業訓練短期大学校の専門訓練課程</li> <li>・職業訓練短期大学校の特別高等訓練課程</li> <li>・職業訓練短期大学校の専門課程</li> </ul>	<p>2年制短期大学等卒業</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">実務経験 2年</p>

<短期養成課程> ※ 基礎科目については、P11を参照してください。

下記のいずれかに該当する者	入学資格要件
○社会福祉士である者	社会福祉士登録者
○4年制福祉系大学等において指定科目または基礎科目を修めて卒業(修了)または2020年3月に卒業(修了)見込みの者 <u>4年制福祉系大学等の範囲</u> (精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第7条第1号及び第2号、精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第1条第1項及び第2項) ・大学 ・大学院への飛び入学 ・大学院 ・専修学校(修業年限4年以上の専門課程)	4年制福祉系大学等卒業+基礎科目履修
○3年制福祉系大学等において指定科目または基礎科目を修めて卒業(修了)した者で、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者 <u>3年制福祉系短期大学等の範囲</u> (法第7条第4号及び第5号 施行規則第1条第4項及び第5項) (夜間授業を行なう学科・課程又は通信教育の課程を除く) ・短期大学(修業年限3年) ・専修学校(修業年限3年以上の専門課程) ・各種学校(修業年限3年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)	3年制福祉系短期大学等卒業+基礎科目履修 + 実務経験 1年
○2年制福祉系大学等において指定科目または基礎科目を修めて卒業(修了)した者で、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者 <u>3年制福祉系短期大学等の範囲</u> (法第7条第7号及び第8号 施行規則第1条第7項及び第8項) (夜間授業を行なう学科・課程又は通信教育の課程を除く) ・短期大学 ・専修学校(修業年限2年以上の専門課程) ・各種学校(修業年限2年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)	2年制福祉系短期大学等卒業+基礎科目履修 + 実務経験 2年

## ■ 出願書類・出願方法

### 1. 出願書類

#### (1) 入学願書

#### (2) 小論文 課題「入学する動機と精神保健福祉士としての将来の課題を述べよ」

[手書きの場合] 所定の用紙に横書きで、黒のペンを使用し、800字～1,000字以内で作成してください。

[パソコンの場合] 以下の原稿用紙設定のうえ、800字～1,000字以内で作成してください。

罫線	スタイル	マス目付き原稿用紙
	文字数×行数	20×20
ページ	用紙サイズ	A4
	印刷の向き	縦
	文字列の方向	横書き
ヘッダー	受験学科・氏名・生年月日記入	

#### (3) 入学検定料 10,000円(銀行振込)

<振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737 精神保健福祉学科(一般):コード番号 6  
精神保健福祉学科(短期):コード番号 7

#### (4) A. 入学検定料「振込証明書」貼付台紙

B. 写真票(写真 縦3cm×横2.4cm 1枚貼付)

C. 入学願書受付通知(通知希望の方は、あて名記入・切手貼付<印刷の方は切手同封>)

D. 入学手続完了通知(通知希望の方は、あて名記入・切手貼付<印刷の方は切手同封>)

#### (5) 選考結果通知用封筒(あて名記入・定形郵便50g+速達料金の切手貼付<印刷の方は長形3号の封筒>)

(6) その他必要書類

入学資格	一般養成課程(1年8カ月)			短期養成課程(9カ月)		
	実務経験	4年制大学等卒業(見込)	短大等卒業+実務経験	社会福祉士	4年制福祉系大学等卒業(見込)	福祉系短大等卒業+実務経験
卒業証明書 卒業見込証明書 (提出日前3ヶ月以内発行のものに限る)	—	◎	◎	—	◎	◎
実務経験申告書 (本学院様式)	◎	△ (実務経験が 1年ある方)	◎	△ (実務経験が 1年ある方)	△ (実務経験が 1年ある方)	◎
実務経験証明書 (本学院様式)	◎		◎			◎
基礎科目履修証明書 (本学院様式)	—	—	—	—	◎	◎
社会福祉士「相談援助実習」履修証明書 (本学院様式)	—	△ (福祉施設での実習の一部免除を希望する方)				—
社会福祉士登録証写	—	—	—	◎	—	—
既修得科目読替書類	△ (読替を希望する方) ※P12参照					
戸籍謄本等の証	△ (卒業証明書や社会福祉登録証写と現在の姓名が異なる方)					

◎印の書類は必ず提出してください。その他の書類については必要に応じて提出してください。

2. 出願書類について

(1) 卒業証明書・卒業見込証明書

- 発行から3ヶ月以内のものを提出してください。
- 卒業証明書と卒業証書は異なります。必ず卒業証明書を提出してください。
- 卒業証明書と姓名が異なる場合、戸籍謄本等の証を提出してください。
- 見込で出願される方は、卒業した時点であらためて「卒業証明書」を提出してください。

(2) 実務経験申告書・実務経験証明書

- 2020年3月31日時点において、P7～10の「実務経験の対象となる指定施設の範囲」の「施設種類」および「職種」が一致する状態で、精神障害者の社会復帰に関する相談援助の実務経験が1年以上ある方は、「実務経験申告書」および「実務経験証明書(個票)」の提出により、「精神保健福祉援助実習」およびスクーリング「精神保健福祉援助実習指導」が免除されます。
- 見込で出願される方は、様式をコピーし見込で提出していただき、必要な期間を満たした時点で、再度提出してください。
- 「実務経験申告書」は、1枚に複数の施設および職種を記入できますが、同法人内でも異動がある場合は、分けて記入してください。
- 「実務経験証明書(個票)」は、1施設1職種ごとに証明が必要ですので、必要枚数をコピーのうえ、記入してください。また、「施設種類」および「職種」は、一覧表に記載されている名称を記入してください。一覧表に記載のない略称や施設名称等は認められません。
- 従業期間は、実務経験の対象となる「施設種類」および「職種」での従業期間のみ記入してください。なお、証明が必要な従業期間は、入学資格要件によって異なります。

(3) 基礎科目履修証明書

- 卒業大学等での証明を受けてください。基礎科目については、P12を参照してください。

(4) 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書

- 社会福祉士の養成施設・大学等において「相談援助実習」を既修得している方は、履修証明書の提出により、「精神保健福祉援助実習」(以下「実習」)の福祉施設(120時間)における実習が60時間を上限として免除されます。一部実習免除については、下記を参照してください。

(5) 社会福祉士登録証写

- 社会福祉士登録証と現在の姓名が異なる場合は、戸籍謄本等の証を提出してください。

(6) 既修得科目読替書類

- 成績証明書と当該科目のシラバスが必要です。読替についての詳細は、P12を参照してください。

### 3. 出願方法

所定の期日までに書類をそろえて、下記提出先まで簡易書留郵便にて送付または直接お持ちください。

〒799-0422 愛媛県四国中央市中之庄町1684-10  
四国中央医療福祉総合学院 通信課程 事務局(本部棟)

※所定の封筒でない方は、送付封筒に出願する学科を記入してください。

本部棟願書受付時間 平日 8:30～18:30 土曜日 8:30～17:00 日曜祝日年末年始 閉門

#### ■選考方法・選考結果通知

##### 1. 選考方法

小論文および書類により選考します。(小論文及び入学願書等の書類、検定料は返還いたしません。)

##### 2. 選考結果の通知

合否結果および入学手続き等のご案内は、P1の合否通知発送日に学院より発送いたします。

#### ■実習免除について

##### <実習免除>

2020年3月31日時点で、指定施設(P7～10)において、精神障害者の社会復帰に関する相談援助の実務経験が1年以上ある方は、「精神保健福祉援助実習」(以下「実習」)およびスクーリング「精神保健福祉援助実習指導」が免除されます。

※本学院在籍中に実務経験年数を満たしても、実習免除は認められません。

##### <一部実習免除> ※実習についてはP13～14を参照してください。

社会福祉士の養成施設・大学等において「相談援助実習」を修得している方は、福祉施設における「実習」が60時間を上限として免除されます。ただし、この場合も医療機関における実習は実施いたします。

※実務経験によって「相談援助実習」が免除であった方は、上記の一部実習免除には該当いたしません。

#### ■入学手続き等

- 入学金等の納入は、P1の各期日までに指定の金融機関にお振込みいただきます。
- 学習概要や学習計画(P12～14)を確認のうえ、入学手続きをお願いいたします。
- 実習該当者の方には、入学後別途、実習費等をお知らせいたします。
- 教材は、新年度4月初旬に発送いたします。
- 教科書は各自で購入していただきますが、合格された方には本学院での購入方法をご案内いたします。ご案内する書店での購入の場合、一般養成課程は約50,000円、短期養成課程は約25,000円です。
- 入学を辞退される場合は、必ずご連絡ください。2020年3月31日までのお申し出があれば、入学金以外の納入金については、返還いたします。
- 2020年4月1日以降は、入学金等納入金の返還はいたしかねます。また、入学金等の納入が確認できない場合も、在学契約が成立するため、入学金等納入金の支払い義務が発生いたします。

#### ■教育訓練給付制度

##### 1. 指定講座

- 一般養成課程「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」
- 短期養成課程「専門実践教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」

##### 2. 支給申請手続きについて

- 一般養成課程は、課程修了後に行います。
- 短期養成課程は、受講開始前(原則として1ヶ月前まで)にハローワークで行います。

※ 受講開始日(教材等発送日)につきましては、2次募集までに出願される方は、1月中旬以降にお問い合わせください。3次募集以降に出願される方は、入学手続き等のご案内に記載いたします。

◆教育訓練給付制度については、下記URLをご確認いただくか、学院までお問合せください。

[https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html)

## ■学院出身者優遇制度

出願者が本学院の昼間(通学)課程卒業生または通信課程修了生の場合、入学金の全額を免除します。

## ■貸付制度

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」
- その他ローン ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等
- オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」

本学院ホームページ 学院Q&A「Q9奨学金・学資ローンは使えますか？」を参照してください。

## 〔参考資料〕

### ■実務経験(相談援助実務)

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験の範囲は、次のとおりとなっています。

【精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第2条】

#### <対象となる業務内容>

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方

※ ご自分の業務内容が、実務経験として認められる業務内容(下記1(1)～(5))であるかどうかは、証明権者となる施設にて確認してください。

- 1 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)～(5)に該当する業務に年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

#### (1)精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

#### (2)精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

#### (3)精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練

#### (4)精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

#### (5)援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡・調整

- 2 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

- 3 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

#### <業務従業期間の計算方法>

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設(事業)等種類・職種の例として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。



<実務経験の対象となる指定施設の範囲>

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限りです。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設(事業)等種類	職種	コード番号
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	A0001
	医療ソーシャルワーカー	A0002
	看護師	A0003
	臨床心理技術者	A0004
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	A0005
	社会福祉士	A0006
	精神科ソーシャルワーカー	A0007
	心理判定員	A0008
	保健師	A0009
	看護師	A0010
	臨床心理技術者	A0011

(2) 児童福祉法

施設(事業)等種類	職種	コード番号	
障害児通所支援事業を行なう施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	A0012
	放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	A0013
	居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	A0014
	保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	A0015
乳児院	児童指導員	A0016	
	保育士	A0017	
児童養護施設	児童指導員	A0018	
	保育士	A0019	
	職業指導員	A0020	
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員	A0021	
	保育士	A0022	
	児童発達支援管理責任者	A0023	
	職業指導員	A0024	
	心理的指導担当職員	A0025	
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	A0026	
	保育士	A0027	
児童相談所	児童福祉司	A0028	
	受付相談員	A0029	
	相談員	A0030	
	電話相談員	A0031	
	児童心理司	A0032	
	児童指導員	A0033	
	保育士	A0034	

母子生活支援施設	母子支援員	A0035
	少年を指導する職員	A0036
障害児相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	A0037
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	A0038
	児童生活支援員	A0039
	職業指導員	A0040
児童家庭支援センター	職員	A0041

### (3) 地域保健法

施設(事業)等種類	職種	コード番号
保健所	精神保健福祉相談員	A0042
	社会福祉士	A0043
	精神科ソーシャルワーカー	A0044
	心理判定員	A0045
	保健師	A0046
	看護師	A0047
	臨床心理技術者	A0048
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	A0049
	社会福祉士	A0050
	精神科ソーシャルワーカー	A0051
	心理判定員	A0052
	保健師	A0053
	看護師	A0054
	臨床心理技術者	A0055

### (4) 医療法

施設(事業)等種類	職種	コード番号
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A0056
	医療ソーシャルワーカー	A0057
	看護師	A0058
	臨床心理技術者	A0059
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A0060
	医療ソーシャルワーカー	A0061
	看護師	A0062
	臨床心理技術者	A0063

### (5) 生活保護法

施設(事業)等種類	職種	コード番号
救護施設	生活指導員	A0064
更生施設	生活指導員	A0065

## (6) 地方自治体

施設(事業)等種類	職種	コード番号
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0066
	社会福祉士	A0067
	精神科ソーシャルワーカー	A0068
	心理判定員	A0069
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0070
	社会福祉士	A0071
	精神科ソーシャルワーカー	A0072
	心理判定員	A0073
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0074
	社会福祉士	A0075
	精神科ソーシャルワーカー	A0076
	心理判定員	A0077

## (7) 社会福祉法

施設(事業)等種類	職種	コード番号
福祉事務所	査察指導員	A0078
	身体障害者福祉司	A0079
	知的障害者福祉司	A0080
	老人福祉指導主事	A0081
	現業員	A0082
	家庭児童福祉主事	A0083
	家庭相談員	A0084
	面接員に担当する職員	A0085
	婦人相談員	A0086
	母子・父子自立支援員	A0087
	母子・父子自立支援プログラム策定員	A0088
	就業支援専門員	A0089
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	A0090

## (8) 知的障害者福祉法

施設(事業)等種類	職種	コード番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	A0091
	心理判定員	A0092
	職能判定員	A0093
	ケースワーカー	A0094

## (9) 法務省設置法

施設(事業)等種類	職種	コード番号
保護観察所	社会復帰調整官	A0095
	保護観察官	A0096

## (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律

施設(事業)等種類	職種	コード番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A0097
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A0098
	職場適応援助者	A0099
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	A0100
	就業支援担当者	A0101
	生活支援担当職員	A0102

## (11) 更生保護事業法

施設(事業)等種類	職種	コード番号
更生保護施設	補導主任	A0103
	補導員	A0104
	補導に当たる職員	A0105
	福祉職員	A0106
	薬物専門員	A0107

## (12) 発達障害者支援法

施設(事業)等種類	職種	コード番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	A0108
	就労支援を担当する職員	A0109

## (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

施設(事業)等種類	職種	コード番号	
障害福祉サービス事業	生活介護	生活支援員	A0110
		サービス管理責任者	A0111
	自立訓練	生活支援員	A0112
		サービス管理責任者	A0113
	就労移行支援	生活支援員	A0114
		就労支援員	A0115
		サービス管理責任者	A0116
	就労継続支援	生活支援員	A0117
		サービス管理責任者	A0118
	就労定着支援	就労定着支援員	A0119
		サービス管理責任者	A0120
	自立生活援助	地域生活支援員	A0121
		サービス管理責任者	A0122
	短期入所	相談援助業務に従事する職員	A0123
	重度障害者等包括支援	相談援助業務に従事する職員	A0124
	共同生活援助 (共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	A0125

一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	A0126
特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	A0127
障害者支援施設	生活支援員	A0128
	就労支援員	A0129
	サービス管理責任者	A0130
地域活動支援センター	指導員	A0131
福祉ホーム	管理人	A0132

(14) 改正前の法律

施設(事業)等種類	職種	コード番号
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	A0133
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	A0134
	管理人	A0135
知的障害者援護施設	生活支援員	A0136
	生活指導員	A0137
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	A0138

(15)指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設

施設(事業)等種類	職種	コード番号
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員	A0139
精神障害者地域移行支援特別対策事業	地域体制整備コーディネーター	A0140
	地域移行推進員	A0141
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	A0142
ホームレス自立支援事業を実施する施設	生活相談指導員	A0143

## ■基礎科目

精神保健福祉法第七条第二号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目は、以下のとおりです。

1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目	
2 現代社会と福祉	3 地域福祉の理論と方法
4 社会保障	5 低所得者に対する支援と生活保護制度
6 福祉行財政と福祉計画	7 保健医療サービス
8 権利擁護と成年後見制度	9 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
10 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	11 精神保健福祉援助演習(基礎)

※ 平成23年3月31日以前に修めた基礎科目(すべての科目を修めた場合に限る)についても、上記基礎科目とみなすことができるので、下記の基礎科目読替の範囲に照らし合わせてください。なお、この場合も、基礎科目履修証明書を提出してください。

## ■基礎科目の読替の範囲

大学等に「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書」の発行を受ける場合には、下記の基礎科目の「読替の範囲」も合わせて大学側に提出してください。

基礎科目名	読替の範囲
人体の構造と機能及び疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「社会福祉科目省令」という。)に規定する「人体の構造と機能及び疾病」</li> <li>社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について平成20年3月28日付け厚生労働省社援発第0328005号。以下「読替の範囲」という。)に規定する「人体の構造と機能及び疾病」について読替のできる科目</li> </ul>
心理学理論と心理的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「心理学理論と心理的支援」</li> <li>読替の範囲に規定する「心理学理論と心理的支援」について読替のできる科目</li> </ul>
社会理論と社会システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「社会理論と社会システム」</li> <li>読替の範囲に規定する「社会理論と社会システム」について読替のできる科目</li> </ul>
現代社会と福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「現代社会と福祉」</li> <li>読替の範囲に規定する「現代社会と福祉」について読替のできる科目</li> </ul>
地域福祉の理論と方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「地域福祉の理論と方法」</li> <li>読替の範囲に規定する「地域福祉の理論と方法」について読替のできる科目</li> </ul>
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「社会保障」</li> <li>読替の範囲に規定する「社会保障」について読替のできる科目</li> </ul>
低所得者に対する支援と生活保護制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」</li> <li>読替の範囲に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」について読替のできる科目</li> </ul>
福祉行財政と福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「福祉行財政と福祉計画」</li> <li>読替の範囲に規定する「福祉行財政と福祉計画」について読替のできる科目</li> </ul>
保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「保健医療サービス」</li> <li>読替の範囲に規定する「保健医療サービス」について読替のできる科目</li> </ul>
権利擁護と成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「権利擁護と成年後見制度」</li> <li>読替の範囲に規定する「権利擁護と成年後見制度」について読替のできる科目</li> </ul>
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」</li> <li>読替の範囲に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」について読替のできる科目</li> <li>精神保健福祉論</li> </ul>
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」</li> <li>読替の範囲に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」について読替のできる科目</li> </ul>
精神保健福祉援助演習(基礎)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「相談援助演習」</li> </ul>

- ※ 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」及び「学」のうちいずれかの語句又は複数の語句が加わる場合も読替可能です。
- ※ 科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」、「A、B」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合も読替可能です。
- ※ (1)及び(2)のいずれにも該当する場合も読替可能です。

## ■既修得科目の読替について

他の学校等において修得した科目について、本課程の総履修時間数の2分の1を超えない範囲で、当該教育内容相当と認められる場合、読替による履修に代えることができます。

ただし、読替にあたっては、出願時に下記の書類提出が必要です。

### (1)成績証明書(単位修得証明書等)

出身大学等の学長(学部長等)の公印のある最終成績が記載された証明書を提出してください。

### (2)シラバス(講義要録)

シラバスの表紙のコピー(大学名等が分かるもの)および読替を希望する当該科目が記載されているページのコピーを提出してください。また、インターネット上で公開されている場合は、シラバスであることが確認できるページと当該科目ページを印刷して提出してください。

- ※「精神保健福祉援助実習」および「精神保健福祉援助実習指導」については、他の学校等において一方の科目のみを修得していても、当該科目の履修に代えることは認められません。

## ■学習概要

通信課程では、以下3つの履修を行います。

### 1. レポート(テキスト学習)

テキストによる自宅学習を行い、学習計画に沿って課題に対するレポートを作成し、添削指導を受けます。

合格点(100点満点で60点以上)を得ることで科目履修となります。

レポート用紙は、手書きの場合、本学院の原稿用紙、パソコンの場合、指定の書式で作成します。

学習上の質問は、メールまたは質問用紙で受け付けます。

### 2. スクーリング(面接授業)

スクーリングは、講義や演習を通して直接指導を受けるものです。

全日程に出席することで履修認定となります。

欠席した場合、翌年のスクーリング日程での再履修となり、修業年限での修了はできません。

※再履修による受講には再履修料が必要です。

### 3. 精神保健福祉援助実習(該当者のみ)

入学時に実務経験が1年未満の方(2020年3月31日時点で実務経験が1年以上ない方)は、「精神保健福祉援助実習(以下「実習」)」の履修が必要です。医療や福祉の現場で実習を行い、相談援助に関する専門知識や専門援助技術、関連知識を学びます。

本学院が指定する施設において210時間以上の実習を実施します。医療機関にて90時間(12日間)、福祉施設にて120時間(15日間)行います。

実施時期については、「精神保健福祉援助実習指導」受講後、一般養成課程は入学翌年の1月～8月、短期養成課程は入学年の9月～11月となります。

また、事前に実習先へ訪問し、実習指導者と打合せのうえ、実習計画を作成します。

実習期間中には本学院の教員が実習先を訪問し、指導・相談にあたります。

実習場所や施設種別、時期等についての希望調査は、入学後行います。

ただし、受け入れ施設側の都合により、すべてが実習生の希望通りになるとは限りません。

また、実習は連続する期間で行います。医療機関と福祉施設は分けて行えますが、週1日～3日や1週間単位、土日のみ等の実施希望にはお応えできません。職場やご家族のご理解を得てからの入学手続きをお願いいたします。

## ■学習計画

### <一般養成課程>

#### 1. カリキュラム

科目名	スクーリング (面接授業)	レポート		実習
		回数	提出時期	
人体の構造と機能及び疾病		1回	2021年2月	
心理学理論と心理的支援		1回	2021年9月	
社会理論と社会システム		1回	2021年6月	
現代社会と福祉		2回	2020年5月～7月	
地域福祉の理論と方法		2回	2020年5月～7月	
福祉行政と福祉計画		1回	2021年2月	
社会保障		2回	2021年4月	
低所得者に対する支援と生活保護制度		1回	2021年8月	
保健医療サービス		1回	2021年6月	
権利擁護と成年後見制度		1回	2021年9月	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		1回	2020年9月	
精神疾患とその治療	1日間	2回	2020年5月～7月	
精神保健の課題と支援	1日間	2回	2020年5月～7月	
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	半日	1回	2020年9月	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	半日	1回	2020年11月	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	2日間	4回	2020年9月～ 2021年4月	
精神保健福祉に関する制度とサービス	1日間	2回	2021年4月～6月	
精神障害者の生活支援システム	半日	1回	2020年11月	
精神保健福祉援助演習(基礎)	半日	1回	2020年9月	
精神保健福祉援助演習(専門)	1日間	2回	2020年11月～ 2021年4月	
精神保健福祉援助実習指導 (実習該当者のみ)	1日半	3回	2020年11月～ 2021年8月	
精神保健福祉援助実習 (実習該当者のみ)				医療機関 90時間(12日間) 福祉施設 120時間(15日間)

#### 2. スクーリング期間 ※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

スクーリング科目	第1回:2020年9月19日～21日(3日間) 第2回:2020年12月12日(1日間) 第3回:2021年8月13日～16日(4日間)
精神保健援助実習指導 (実習該当者のみ)	実習前:2020年12月13日(1日間) 実習後:2021年8月17日(半日間)

#### 3. 相談援助実習(該当者のみ)

2021年1月～8月の期間中に医療機関にて90時間(12日間)、福祉施設にて120時間(15日間)実施いたします。休日等は、実習先の施設の日程に合わせますので、実際にかかる日数は上記以上にかかります。



<短期養成課程>

1. カリキュラム

科 目 名	スクーリング (面接授業)	レポート		実 習
		回数	提出時期	
精神疾患とその治療	1日間	2回	2020年5月～7月	
精神保健の課題と支援	1日間	2回	2020年5月～7月	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	半日	1回	2020年9月	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	2日間	4回	2020年5月～11月	
精神保健福祉に関する制度とサービス	1日間	2回	2020年9月～11月	
精神障害者の生活支援システム	半日	1回	2020年9月	
精神保健福祉援助演習(専門)	1日間	2回	2020年5月～7月	
精神保健福祉援助実習指導 (実習該当者のみ)	1日半	3回	2020年7月～11月	
精神保健福祉援助実習 (実習該当者のみ)				医療機関 90時間(12日間) 福祉施設 120時間(15日間)

2. スクーリング期間 ※ 日程については変更する場合がありますのでご了承ください。

スクーリング科目	第1回:2020年7月23日～25日(3日間) 第2回:2020年8月8日～11日(4日間)
精神保健援助実習指導 (実習該当者のみ)	実習前:2020年8月12日(1日間) 実習後:2020年12月13日(半日間)

3. 相談援助実習(該当者のみ)

2020年9月～11月の期間中に医療機関にて90時間(12日間)、福祉施設にて120時間(15日間)実施いたします。休日等は、実習先の施設の日程に合わせますので、実際にかかる日数は上記以上にかかります。